

横須賀市報

第 1889 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則中一部改正	15337
告 示	
◇令和6年度分の横須賀市国民健康保険の保険料率について	15339
◇監査委員の退職について	〃
◇監査委員の選任について	〃
◇地縁による団体の認可の告示事項の変更について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	15340
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	〃
公 告	
◇開発行為の工事完了について	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	〃
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達	15341
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定下水道工事店の所在地の変更について	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙人名簿への登録を行う日について	〃
◇横須賀市選挙管理委員会規程中一部改正	〃
監査委員告示	
◇包括外部監査人の監査の事務を補助する方について	15342
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃
正 誤	

規 則

横須賀市規則第53号 (令和6年5月27日)
掲 示 済

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月27日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を削る。

第2条の表法別表第2の9の項の項中「法別表第2の9」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表13」に、「法別表第2命令第8条第1号」を「利用特定個人情報提供命令第15条第1号」に改め、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表法別表第2の10の項の項中「法別表第2の10」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表14」に、「法別表第2命令第9条第1号」を「利用特定個人情報提供命令第16条第1号」に改め、同表法別表第2の14の項の項中「法別表第2の14」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表18」に、「法別表第2命令第11条各号」を「利用特定個人情報提供命令第20条各号」に改め、同表法別表第2の16の項の項中「法別表第2の16」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表20」に、「法別表第2命令第12条第1号」を「利用特定個人情報提供命令第22条第1号」に改め、同表法別表第2の20の項の項中「法

別表第2の20」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表37」に、「法別表第2命令第14条第3号」を「利用特定個人情報提供命令第39条第3号」に改め、同表法別表第2の26の項の項中「法別表第2の26」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表42」に、「法別表第2命令第19条各号」を「利用特定個人情報提供命令第44条各号」に改め、同表法別表第2の27の項の項中「法別表第2の27」を「利用特定個人情報提供命令第2条の表48」に、「法別表第2命令第20条第1号から第4号まで」を「利用特定個人情報提供命令第50条第1号、第2号、第4号及び第5号」に、

- 「
- (1) 納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者（以下この項において「納税義務者等」という。）に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による保険料の賦課及び徴収に関する情報
- (2) 納税義務者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による保険料の賦課及び徴収に関する情報
- (3) 納税義務者等に係る介護保険法の規定による保険料の賦課及び徴収に関する情報
- 」

を

- (1) 納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者（以下この項において「納税義務者等」という。）に係る身体障害者手帳関係情報
- (2) 納税義務者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 納税義務者等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による保険料の賦課及び徴収に関する情報
- (4) 納税義務者等に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (5) 納税義務者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による保険料の賦課及び徴収に関する情報
- (6) 納税義務者等に係る介護保険法の規定による保険料の賦課及び徴収に関する情報

に、「同条第5号から第8号まで」を「同条第3号、第6号から第8号まで」に改め、同表法別表第2の31の項の項中「法別

表第 2 の31」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表53」に、「法別表第 2 命令第22条第 2 号」を「利用特定個人情報提供命令第55条第 2 号」に改め、同表法別表第 2 の42の項の項中「法別表第 2 の42」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表 69」に、「法別表第 2 命令第25条第 7 号」を「利用特定個人情報提供命令第71条第 7 号」に改め、同表法別表第 2 の53の項の項中「法別表第 2 の53」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表75」に改め、「（昭和35年法律第37号）」を削り、「法別表第 2 命令第27条第 3 号」を「利用特定個人情報提供命令第77条第 3 号」に改め、同表法別表第 2 の54の項の項中「法別表第 2 の54」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表76」に、「法別表第 2 命令第28条第 1 号」を「利用特定個人情報提供命令第78条第 1 号」に改め、同表法別表第 2 の57の項の項中「法別表第 2 の57」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表81」に、「法別表第 2 命令第31条各号」を「利用特定個人情報提供命令第83条各号」に改め、同表法別表第 2 の61の項の項中「法別表第 2 の61」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表86」に、「法別表第 2 命令第32条第 1 号」を「利用特定個人情報提供命令第88条第 1 号」に改め、同表法別表第 2 の62の項の項中「法別表第 2 の62」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表 87」に、「法別表第 2 命令第33条」を「利用特定個人情報提供命令第89条」に改め、同表法別表第 2 の63の項の項中「法別表第 2 の63」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表88」に、「法別表第 2 命令第34条各号」を「利用特定個人情報提供命令第90条各号」に改め、同表法別表第 2 の64の項の項中「法別表第 2 の64」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表89」に、「法別表第 2 命令第35条」を「利用特定個人情報提供命令第91条」に改め、同表法別表第 2 の65の項の項中「法別表第 2 の65」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表90」に、「法別表第 2 命令第36条各号」を「利用特定個人情報提供命令第92条各号」に改め、同表法別表第 2 の67の項の項中「法別表第 2 の67」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表92」に、「法別表第 2 命令第38条各号」を「利用特定個人情報提供命令第94条各号」に改め、同表法別表第 2 の70の項の項中「法別表第 2 の70」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表96」に、「法別表第 2 命令第39条」を「利用特定個人情報提供命令第98条第 2 号から第 5 号まで」に改め、同表法別表第 2 の87の項の項中「法別表第 2 の87」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表 125」に、「法別表第 2 命令第44条各号」を「利用特定個人情報提供命令第 127 条各号」に改め、同表法別表第 2 の94の項の項中「法別表第 2 の94」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表 132」に、「法別表第 2 命令第47条第 1 項第 2 号」を「利用特定個人情報提供命令第 134 条第 2 号」に改め、同表法別表第 2 の 108 の項の項中「法別表第 2 の 108」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表 144」に、「法別表第 2 命令第55条第 1 号」を「利用特定個人情報提供命令第 146 条第 1 号」に改め、同表法別表第 2 の 116 の項の項中「法別表第 2 の 116」を「利用特定個人情報提供命令第 2 条の表 155」に、「法別表第 2 命令第59条の 2 の 2 各号」を「利用特定個人情報提供命令第 157 条各号」に改め、同表法別表第 1 の16の項の項中「法別表第 1 の16」を「法別表24」に、「法別表第 1 命令」を「法別表命令」に改め、同表法別表第 1 の31の項の項中「法別表第 1 の 31」を「法別表46」に、「法別表第 1 命令」を「法別表命令」に改め、同表法別表第 1 の59の項の項中「法別表第 1 の59」を「法別表85」に、「法別表第 1 命令」を「法別表命令」に改め、同表法別表第 1 の76の項の項中「法別表第 1 の76」を「法別表 111」に、「法別表第 1 命令」を「法別表命令」に改め、同項の次に次のように加える。

準法定 事務主 務省令 本則の 表 1 の 項	生活に困窮 する外国人 に対する生 活保護の措 置について (昭和29年 5 月 8 日付	準法定事 務主務省 令本則の 表 1 の項 下欄第 1 号から第 4 号まで	(1) 生活に困窮する外国人 であって、生活保護 法第 6 条第 2 項の要保 護者に準ずる者又は同 条第 1 項の被保護者に 準ずる者であった者 (以下この項において
--	---	--	--

け社発第
382 号厚生
省社会局長
通知)に基
づく外国人
であって生
活に困窮す
る者に係る
生活保護法
による保護
の決定及び
実施、就労
自立給付金
若しくは進
学・就職準
備金の支給
、被保護者
健康管理
支援事業の
実施、保護
に要する費
用の返還又
は徴収金の
徴収の取扱
いに準じた
事務に関する
事務

及び第 8
号から第
10号まで
に掲げる
もの

「外国人要保護者等」
という。)に係る国民
健康保険法又は高齢者
の医療の確保に関する
法律による保険給付の
支給に関する情報
(2) 外国人要保護者等に
係る児童福祉法第19条
の 2 第 1 項の小児慢性
特定疾病医療費の支給
に関する情報
(3) 外国人要保護者等に
係る児童福祉法第20条
第 1 項の療育の給付の
支給に関する情報
(4) 外国人要保護者等に
係る障害児入所給付費
関係情報
(5) 外国人要保護者等に
係る母子及び父子並び
に寡婦福祉法第13条第
1 項、第31条の 6 第 1
項若しくは第32条第 1
項又は附則第 3 条若し
くは第 6 条の資金の貸
付けに関する情報
(6) 外国人要保護者等に
係る生活保護実施関係
情報、生活保護法第55
条の 4 第 1 項の就労自
立給付金の支給に關す
る情報又は同法第55条
の 5 第 1 項の進学・就
職準備給付金の支給に
関する情報
(7) 外国人要保護者等に
係る児童扶養手当法第
4 条第 1 項の児童扶養
手当の支給に関する情
報
(8) 外国人要保護者等に
係る母子及び父子並び
に寡婦福祉法第31条第
1 号（同法第31条の10
において読み替えて準
用する場合を含む。）
の給付金の支給に關す
る情報
(9) 外国人要保護者等に
係る障害児福祉手当等
の支給に関する情報
(10) 外国人要保護者等に
係る市民税等関係情報
(11) 外国人要保護者等に
係る母子保健法第20条
第 1 項の養育医療の給
付又は養育医療に要す
る費用の支給に関する
情報
(12) 外国人要保護者等に
係る児童手当法第 8 条
第 1 項（同法附則第 2
条第 4 項において準用
する場合を含む。）の
児童手当又は特例給付

		(同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。)の支給に関する情報
		(13) 外国人要保護者等に係る介護保険法第18条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
		(14) 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
		(15) 外国人要保護者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第 166 号）第 3 条第 1 項の特別障害給付金の支給に関する情報
		(16) 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		(17) 外国人要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報
		(18) 外国人要保護者等に係る公営住宅等の入居及び当該入居に係る家賃の額に関する情報
		(19) 外国人要保護者等に係る介護保険法の規定による被保険者の資格並びに保険料の賦課及び徴収に関する情報

第 2 条の表第 1 条第 5 号の項を削り、同表備考に関する部分第 2 項を次のように改める。

- 2 利用特定個人情報提供命令とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）をいう。

第 2 条の表備考に関する部分第 3 項中「法別表第 1 命令」を「法別表命令」に、「別表第 1 の」を「別表の」に改め、同部分に次の 1 項を加える。

- 4 準法定事務主務省令とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

横須賀市告示第 126 号 (令和 6 年 5 月 31 日 掲 示 済)

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）第14条第 1 項、第14条の 6 第 1 項、第14条の11第 1 項及び第19条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度横須賀市国民健康保

険の基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（これらの保険料率にあっては、未就学児の被保険者均等割額を含む。）及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第14条第 3 項、第14条の 6 第 3 項（これらの規定を第19条の 3 第 2 項及び第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第14条の11第 3 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 31 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 基礎賦課額の保険料率	
(1) 所得割	1,000 分の72.0
(2) 被保険者均等割	20,680円
未就学児の被保険者均等割	10,340円
(3) 世帯別平等割	
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	31,170円
イ 特定世帯	15,585円
ウ 特定継続世帯	23,378円
2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	
(1) 所得割	1,000 分の27.2
(2) 被保険者均等割	7,820円
未就学児の被保険者均等割	3,910円
(3) 世帯別平等割	
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	11,770円
イ 特定世帯	5,885円
ウ 特定継続世帯	8,828円
3 介護納付金賦課額の保険料率	
(1) 所得割	1,000 分の27.5
(2) 被保険者均等割	8,400円
(3) 世帯別平等割	9,450円

横須賀市告示第 128 号

本市監査委員丸山邦彦は、令和 6 年 6 月 7 日任期満了により退職しました。

令和 6 年 6 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 129 号

本市議会の同意を得て、令和 6 年 6 月 8 日本市監査委員に次の者を選任しました。

令和 6 年 6 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明

茅ヶ崎市松が丘 1 丁目 6 番 74 号

井 上 東

横須賀市告示第 130 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 6 年 6 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
坂本町 1 丁目町内会	松 原 正 勝 横須賀市坂本町 1 丁目33番地	飯 塚 喜 昭 横須賀市坂本町 1 丁目 8 番地
汐見台町内会	長 島 大 地 横須賀市平和台 1 番 2 号	板 橋 衛 横須賀市汐見台 2 丁目27番 4 号
桜が丘東映団地自治会	佐 藤 裕 子 横須賀市桜が丘 2 丁目 9 番10号	渡 邊 隆 男 横須賀市桜が丘 2 丁目 6 番16号
鴨居みかん台自治会	荏 原 勝 横須賀市鴨居 1 丁目	稲 澤 洋 一 横須賀市鴨居 1 丁目

	64番15号	39番22号
台町内会	大 島 國 夫 横須賀市長沢 4 丁目 11番17号	山 田 敏 男 横須賀市長沢 6 丁目 19番11号
秋谷町内会	鈴 木 貞 男 横須賀市秋谷 2 丁目 15番 4 号	坂 本 義 久 横須賀市子安 7 番10 号

横須賀市告示第 131 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 6 年 6 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和 6 年 3 月 1 日	八木調剤薬局	横須賀市馬堀海岸 2 丁目 25番 7 号
同	クリタ調剤薬局 久里 浜店	横須賀市久里浜 3 丁目10 番 2 号MKビル 102

横須賀市告示第 132 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和 6 年 6 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地
令和 6 年 2 月29日	八木調剤薬局	横須賀市馬堀海岸 2 丁目 25番 7 号

横須賀市告示第 133 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年 6 月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 6 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
4,082	旧	佐島 2 丁目 531 番の口地先から 佐島 2 丁目 528 番の 3 地先及び 533 番の 1 地先まで	メートル 0.9 ～ 1.3	メートル 23.7
	新	佐島 2 丁目 531 番の口地先から 佐島 2 丁目 528 番の 3 地先及び 533 番の 1 地先まで	1.3 ～ 2.9	23.7
4,376	旧	秋谷字海老田4264番の 6 地先から 秋谷字海老田4263番の 1 地先まで	1.9 ～ 3.1	19.2
	新	秋谷字海老田4264番の 6 地先から 秋谷字海老田4263番の 1 地先まで	1.9 ～ 3.3	19.2
4,458	旧	秋谷字浜田5369番の 1 地先から 秋谷字御代定5472番の 1 地先まで	1.8 ～ 1.9	56.9
	新	秋谷字浜田5369番の 1 地先から 秋谷字御代定5472番の 1 地先まで	1.8 ～ 4.0	56.9

公 告

横須賀市公告第 103 号 (令和 6 年 5 月28日
掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 5 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 6 年 3 月 1 日 令 5 開第15号	令和 6 年 5 月15日 令 6 第 4 号	横須賀市根岸町 5 丁目80番43	東京都西東京市芝久保町四丁目26 番 3 号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐 藤 千 尋

横須賀市公告第 104 号 (令和 6 年 5 月31日
掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 5 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 105 号 (令和 6 年 6 月 4 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 6 月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和 5 年度	市 民 税 県 民 税 (普 通 徴 収)	第 2 期 分	令和 5 年 9 月28日
		第 3 期 分	令和 5 年11月29日
		第 4 期 分	令和 6 年 2 月27日
		7 月随時分	令和 5 年 8 月30日
		9 月随時分	令和 5 年10月26日
		11月随時分	令和 5 年12月21日
		12月随時分	令和 6 年 1 月30日

固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	2 月随時分	令和 6 年 3 月22日
	第 2 期 分	令和 6 年 4 月17日
	第 3 期 分	令和 6 年 1 月30日 令和 6 年 4 月17日
	第 4 期 分	令和 6 年 3 月22日 令和 6 年 4 月17日

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第20号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年 6 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
655	株式会社 I D E A L	笹 木 直 樹	大阪府大阪市都島区高倉町一丁目11番19号樋口ハイツ 301 号	令和 6 年 5 月10日	令和11年 5 月 9 日

横須賀市上下水道局告示第21号

令和 4 年横須賀市上下水道局告示第12号により指定した指定下水道工事店オザワ総合設備株式会社は、次のとおり所在地を変更しました。

令和 6 年 6 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 144	オザワ総合設備株式会社	小 澤 淳 一	横浜市保土ヶ谷区坂本町98番地 7	横浜市保土ヶ谷区峰岡町二丁目 214 番地

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 3 号 (令和 6 年 5 月17日)
掲 示 済

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第22条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和 6 年 5 月17日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

登録を行う日 令和 6 年 6 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会告示第 4 号 (令和 6 年 6 月 3 日)
掲 示 済

横須賀市選挙管理委員会規程（昭和31年横須賀市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正します。

令和 6 年 6 月 3 日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

別表第 1 中「（第28条第 2 項関係）」を「（第29条第 2 項関係）」に、

使用区分	印材	を	使用区分	印材	に、
	木印		一般公文書	木印	
	木印		横書き一般公文書	木印	
	木印		縦書き一般公文書	木印	

横須賀市選挙管理委員会委員長之印	7	てん書	方21	選挙管理課長	選挙人名簿	木印	1	を
横須賀市選挙管理委員会委員長職務代理者之印	8	てん書	方21	選挙管理課長		木印	1	
横須賀市選挙管理委員会委員長職務代理者之印	9	てん書	方21	選挙管理課長		木印	1	
横須賀市開票区開票管理者之印	10	てん書	方21	選挙管理課長		木印	2	

横須賀市選挙 管理委員会事 務局長印	11	てん書	方21	選挙 管理 課長		木印	1
--------------------------	----	-----	-----	----------------	--	----	---

横須賀市選挙 管理委員会委 員長職務代理 者之印	7	てん書	方21	選挙 管理 課長	横書き一 般公文書	木印	1
横須賀市選挙 管理委員会委 員長職務代理 者之印	8	てん書	方21	選挙 管理 課長	縦書き一 般公文書	木印	1
横須賀市開票 区開票管理者 之印	9	てん書	方21	選挙 管理 課長	一般公文 書	木印	2
横須賀市選挙 管理委員会事 務局長印	10	てん書	方21	選挙 管理 課長	一般公文 書	木印	1

改める。
別表第 2 中「（第28条第 2 項関係）」を「（第29条第 2 項関
係）」に、
「

6

員委選横
長員挙須
之会管賀
印委理市を「

6

員委選横
長員挙須
之会管賀
印委理市」に、「8」を
「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を
「10」に改める。
別表第 3 に次のように加える。

横須賀市選挙 管理委員会印	2	員委選横 長員挙須 之会管賀 印委理市	てん書	方21	選挙 管理 課長	選挙管理課 の所管に係 る縦書き文 書のうち電 子印影を打 ち出したも のにより処 理する必要 があると認 められるも の
横須賀市選挙 管理委員会委 員長之印	3	横須賀市 選挙管理 委員会委 員長之印	てん書	方21	選挙 管理 課長	選挙管理課 の所管に係 る横書き文 書のうち電 子印影を打 ち出したも のにより処 理する必要 があると認 められるも の
横須賀市選挙 管理委員会委 員長之印	4	員委選横 長員挙須 之会管賀 印委理市	てん書	方21	選挙 管理 課長	選挙管理課 の所管に係 る縦書き文 書のうち電 子印影を打 ち出したも のにより処 理する必要 があると認 められるも の

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

監査委員告示

横須賀市監査委員告示第 1 号（令和 6 年 5 月 23 日
掲 示 済）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の32第 1 項の規
定による包括外部監査人細野和寿の監査の事務を補助する方
についての協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のと
り告示します。
令和 6 年 5 月 23 日
横須賀市監査委員 鷹 野 加裕子
同 丸 山 邦 彦
同 関 澤 敏 行
同 高 橋 英 昭

氏 名	住 所	補助できる期間
梁 瀬 亮	横浜市鶴見区平安町 1 丁 目71番地	令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
米 谷 直 晃	川崎市中原区上小田中 7 丁目13番24－ 303 号クリ オ武蔵中原	
茨 木 彩 夏	静岡県熱海市笹良ヶ台町 3 番18号	
高 橋 由 佳	川崎市麻生区上麻生 3 丁 目22番11－ 513 号	
浦 葉 翔 太	横浜市都筑区荏田南 4 丁 目14番 3 号	
飯 島 春 菜	横浜市区南区大岡 4 丁目15 番 B－ 212 号	
藤 井 祐 介	鎌倉市城廻 394 番地13	
笈 川 翔太郎	東京都小平市学園東町 1 丁目 3 番14－ 1007 号	
米 山 友 二	川崎市麻生区万福寺 2 丁 目11番 4－ 2 号	

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 6 号（令和 6 年 6 月 3 日
掲 示 済）
令和 6 年第 6 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し
ます。
令和 6 年 6 月 3 日
横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和
1 日時 令和 6 年 6 月10日午後 3 時
2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
3 会議に付議すべき事項
(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による
農用地利用集積計画について
(2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達に
ついて
(4) 非農地証明申請について
(5) 農地法第18条第 6 項の規定による通知書の受理について
(6) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に
ついて
(7) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に
ついて

正 誤

令和 6 年 4 月10日付け横須賀市報第1885号 15301 ページ横須賀市告示第62号中「佐藤美千代」は「佐藤三千代」の誤り